議員提出第２号

地域公共交通の充実発展を図り、利用者の移動の権利を保障するための意見書

吉川市議会会議規則第１３条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和６年３月２１日

提　出　者　　吉川市議会議員　　雪田　きよみ

賛　成　者　　吉川市議会議員　　岩田　京子

〃　　遠藤　義法

吉川市議会議長　　稲葉　剛治　様

提　案　理　由　　口　頭

地域公共交通の充実発展を図り、利用者の移動の権利を保障するための意見書

高齢化や若者の免許取得者が減少する中で、路線バスやコミュニティバス、デマンド交通など地域公共交通の充実への要求は非常に高くなってきています。

しかしバス・タクシー運転手の不足が深刻化し、路線バスが減便・廃止されるなど、地域公共交通は極めて厳しい状況に置かれています。このままでは地域公共交通機関の崩壊を招きかねず、移動の権利が侵害されることが大きく懸念されます。

このような状況の中で、地域公共交通の活性化・再生を保障する国の予算は、2011 年度導入時の 305 億円から 2022 年度には 207 億円と大幅に減額されています。

交通政策基本法は移動の権利を盛り込んではいませんが、法制定時の答弁からは移動の権利の精神が盛り込まれたものと解釈することができます。憲法の主旨からも、移動の権利の保障は国と地方自治体の責務であると考えます。

地域公共交通の拡充のため下記の事項を講ずるよう強く要望いたします。

１．国として運転手確保にあらゆる施策を講じること。バスやタクシー運転手の賃金引上げが実施されるよう指導援助すること。

２．地域公共交通維持確保改善事業をはじめ国の負担を大幅に拡充すること。

３．交通政策基本法は、国及び自治体の責務として財政の確立や労働環境の改善を明記し、移動の権利を保障するよう改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和６年３月 21 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

国土交通大臣

財務大臣